

12/10
赤旗

「住居確保給付金」延長

家賃の支払いに困った人に補助する「住居確保給付金」について政府は「最大9カ月」としていた支給期間を最大1年間とすることを決定しました。8日に閣議決定した追加経済対策の一つ。生活困窮者の支援団体からも求めた内容です。一方で政府は支給要件を新たに加えており、支援団体は撤回を求めています。

住居確保給付金は、休業等

最大1年間に

により収入が減少し、住居を失うおそれがある人を対象としたもの。コロナ禍でフリーランスや自営業の人も対象となっていて、4月から支給を受けた人は今月末で打ち切られる可能性があります。政府は今回、10〜12カ月目の支給について現行要件に加え、資産の有無（50万円を超えない預貯金）、ハローワークへの求職申し込みなどを加えました。

要件追加は問題

「国民の住まいを守る全国連絡会」の坂庭国晴代表幹事と「住まいの貧困に取り組むネットワーク」の稲葉剛世話人は9日、連名で談話を発表しました。延長は「私たちの強い要求が実現したもの」だとして歓迎を表明。要件追加については、すでに支給要件がいくつもあり問題だとして撤回を求めています。同給付金の今年度の給付決定数は9月末までの半年間で約10万4000件です。延長を求めるインターネット署名は約3000人と増え続けています。